平成２２年（フ）第２７２号
京都市山科区御陵池堤町１番地の27
債務者　北村　麻以（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地41棟507号
債務者　小嶋　雅志
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
京都市伏見区深草西浦町８丁目24番地の１コーポラス深草0403号室、住民票上の住所京都市西京区大枝西長町12番地の12　ロイヤルハイツ高塚Ⅱ504号
債務者　高木工業こと　高木　康壽
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
京都市山科区勧修寺東北出町137番地　ラポート勧修108
債務者　卜部　吉了
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地30棟303号
債務者　西　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目22番１―406号
債務者　吉村　昭史
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３１号
兵庫県尼崎市富松町１丁目４番３号
債務者　金村　哲子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目126番地の１―22号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目147番地の50
債務者　小室登志枝
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目10番23号藤ノ木マンション101号
債務者　小室　　猛
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目39番地の１ハイツ藤澤205号
債務者　中江とみ子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目12番18号マンション小野303号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目33番１―1107号
債務者　谷口　政子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０５号
兵庫県西宮市中島町12番４号
債務者　阪口　真美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１１号
兵庫県西宮市能登町４番４号
債務者　山田　照秋
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２７号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目９番14―301号
債務者　安田久美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目９番50―303号
債務者　山崎　宏美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第３１３号
鳥取県倉吉市東昭和町25番地２
債務者　樋口　和幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３１４号
鳥取県倉吉市東昭和町30番地
債務者　樋口　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部